

札幌市立伏見小学校いじめ防止基本方針

令和7年4月【改定】

はじめに

平成25年9月28日に施行された「いじめ防止対策推進法」第13条に、学校は「学校いじめ防止基本方針」を策定する旨が規定されている。国公立を問わず、小学校・中学校・高等学校・中等教育学校・特別支援学校（幼稚部を除く）は、「学校基本方針」を策定することが求められている。

これを受けて本校では、札幌市のいじめ防止基本方針を基に、「いじめほどの学校、どの児童にも起こりうる」ということを念頭に置き、いじめなどなく、児童が豊かな学校生活を送ることができる学校をつくるために「伏見小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

1. 策定にあたっての基本理念

- 「かしこい子」「やさしい子」「たくましい子」「ただししい子」を育てることに努め、豊かな心を育み、温かな人間関係を築くことで、いじめを生まない・許さない風土を作る。
- 児童が安心・安全に学校生活を送ることができるよう、教職員の人権感覚を高め、いじめを生まない・許さない指導体制を構築する。
- いじめの未然防止、早期発見・早期対応・早期解決のために、学校（教職員 SC SSW 等）地域、家庭、その他の関係者の連携を深める。

2. いじめとは

「いじめ」とは、一定の人間関係にある他の児童が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む）であって、いじめを受けた児童が心身の苦痛を感じているもの。【「いじめ防止対策推進法」第2条より】

学校では、「いじめ」を訴えてきた児童の立場を尊重し、その訴えを真摯に受け止め、児童の心と体を守るという立場に立って事実確認をし、早急に対応する。

いじめの加害児童に対しては、成長支援という視点に立ち、その児童が内面に抱える不安や悩み、不満やストレスなどを理解し受け止め、指導・支援することで、同じ過ちを繰り返さないようにする。

3. いじめを未然に防止するために

（1）豊かな心を育み、温かい人間関係を築く

- 相手を理解するために真剣に話を聞いたり、自分の考えを相手にわかるように伝えたりする協働的な学びを大切に、「かしこい子」を育て、互いを尊重する意識を醸成する。
- 人として当たり前のこと（善悪の判断・あいさつ・言葉づかいなど）ができ、思いやりの心をもって人と接することができる「やさしい子」を育て、相手の立場に立って考えられる温かい心を育む。「いじめ未然防止」においては、教師発信だけでなく、子どもたち自ら行動しようとする思いを引き出し、学年の活動や委員会活動などを活用して、温かい人間関係を育む活動を計画・実行していけるようにする。

- いろいろな人と遊びや運動を工夫し、心も体も健康な「たくましい子」を育て、規範意識や友達の健康・安全にも気を付ける態度を養う。
- 広い視野で見たり、置かれた状況に対して柔軟に考えたりすることができる「ただし子」を育て、独りよがりではなく様々な価値観を肯定的・受容的に受けとめる素地を培う。
- 「自分自身を大切に」「よりよい人間関係を築く」という視点で、SCによる学年の実態に応じた授業の機会を設定する。

(2) いじめについての理解を深める

- 道徳教育の充実を図り、思いやりの心や児童一人一人がかけがいのない存在であること、自他の命の大切さについて考えることを通して、いじめを許さない意識を育てる。
- 「いじめとなること」「してはいけないこと」を発達段階に合わせて指導し、「いじめは決して許されない」という認識を児童にもたせるよう様々な活動の中で指導する。
- からかい、悪ふざけ、見て見ぬふりをするのはいじめにつながることや、いじめを見たら先生や友達に知らせたり、やめさせたりすることの大切さを理解させる。
- インターネット、SNSの利用方法について、適切な使い方を考えることができるようにする。利用の仕方については、学級活動部 ICT 部門と連携し、『伏見小学校 chrombook 使用方法 10 の約束』を活用して、学校で共通の指導を図る。また、情報モラルの日を設定し、継続的に指導を行うことができるようにする。さらに、3年生以上の学年には、外部講師によるネットモラル教室を開催する。

(3) 家庭や地域と連携を図る

- 児童の様子に変化やサインが見られた場合の相談体制を構築する。
- 「まほうのかいわ」「ぷらすのまほう」を積極的に活用し、家庭においても共感的・肯定的な声掛けで児童の自己有用感を育てる。
- インターネット、SNSの利用方法について児童と話し合い、発達段階にあった適切な利用ができるよう理解と協力を願う。
- 保護者に向けたネットモラル教室への参加を促す。

4. いじめの早期発見・早期対応について

(1) 早期発見のために

- 児童の情報を月に1回のいじめ対策委員会に加え、職員会議や連絡会等も活用して日頃より共有し、共通理解できるようにする。
- 様子に変化が感じられる児童には、教職員は積極的に声かけを行い、児童に安心感をもたせる。
- 毎日のシャボテンログの見取り、アンケート調査等を活用し、児童の人間関係や学校生活等の悩みなどの把握に努め、共に解決していこうとする姿勢を示して、児童との信頼関係を深める。

(2) 相談体制の確立

- いじめに限らず、困ったことや悩んでいることがあれば、誰にでも相談できることや相談することの大切さを児童に伝えていく。

- シャボテンログの対応については、フローチャート（※別紙）に基づいて行う。
- いじめられている児童や保護者からの訴えには、親身になって聞き、児童の悩みや苦しみを受け止め、児童を支え、いじめから守る姿勢をもって対応する。
- 必要に応じ、SC、SSW、児童相談所、警察に素早く情報を共有する。

(3) 早期対応について

- 教職員が気付いた、あるいは児童や保護者から相談があった「いじめ」について、事実関係を早期に確認し把握する。その際、被害者、加害者といった二者関係だけでなく、間接的に関係している児童からも情報を得るなど構造的に問題を捉える。
- 事実関係を把握する際には、学校として組織的な体制のもとに行う。
- 当事者及び周りの児童から聞き取った事実関係を正確に当該の保護者に伝え、学校での指導、家庭での対応について、学校と連携し合っていくことを伝える。

5. 年間行動計画

年間行動について具体的に下記の通り取り組んでいく。

	児童の活動	留意点
一学期	学級・学年開き ・規律、学習ルールの確立・授業構築にあたって 入学・進級を祝う会 体育発表会・遠足 ・集団行動・集団への帰属感 児童・保護者向けネットモラル教室	進級・入学に係る児童観察 学びの支援全体会 （組織づくり、全体交流） 情報収集・連携 集団行動に係る児童観察 情報収集・連携 教育相談による情報収集・連携 スクールゾーン実行委員会・伏見の子どもを見守る会（地域）
二学期	児童の命の大切さを見直す月間 スクールカウンセラーによる授業（全学年） ・児童会、代表委員会によるよびかけ等 教育相談 保護者との連携 サルビア活動 ・異学年交流→ピアサポート（児童による協同相互支援） ・ネットトラブル等出前授業 音楽発表会 ・学年交流→ピアサポート（児童による協同相互支援） ・新1年生受入準備、就学時健診 ・新1年生情報収集	異学年交流に係る児童観察 （複数の目でよさを探る） 情報収集・連携 学びの支援全体会 校内研修（スクールカウンセラー等の活用） 中間評価全体会（全体交流） 情報収集・連携 教育相談による情報収集・連携 いじめ悩みアンケート調査 情報収集・連携 保護者アンケートの活用 スクールゾーン実行委員会・伏見の子どもを見守る会（地域）
三学期	サルビア（お別れ会） ・異学年交流→ピアサポート（児童による協同相互支援） 卒業の取組 ・進学、進級へ向けての意欲、自己肯定感・自己有用感の高まり	年度末学年学級懇談 集団行動に係る児童観察 学級編制上の配慮 情報収集・連携

6. 校内体制について

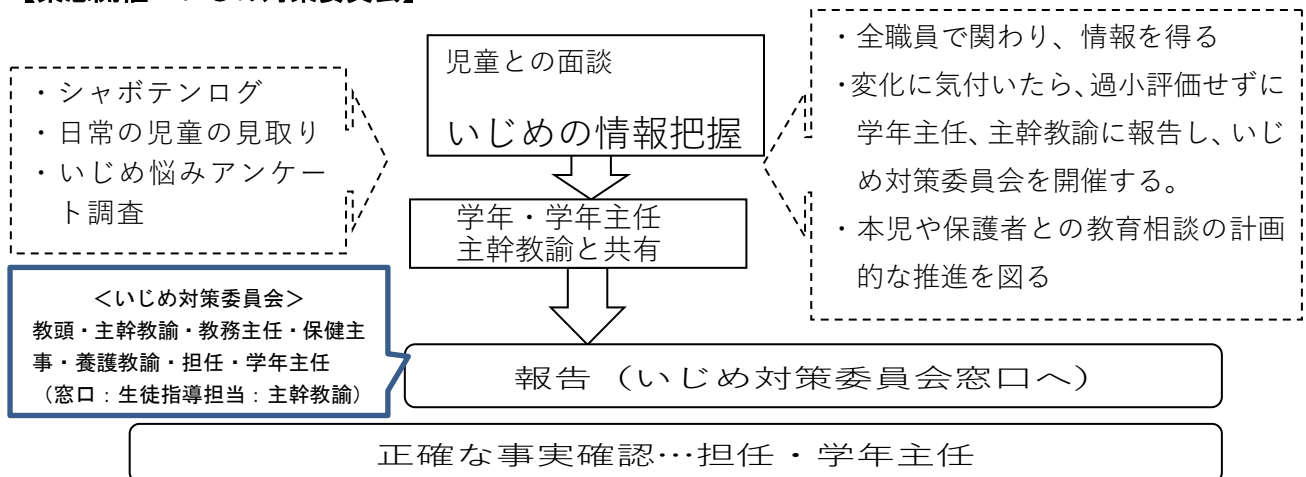
- 「いじめ対策委員会」において、いじめ問題に関する対応を行う。
 - 【構成員】
 - 管理職 主幹教諭（生徒指導担当） 学年主任 関係教諭
 - 養護教諭 SC SSW
 - ※校長が不在の際は、教頭を責任者として行う。
 - 【緊急で対策委員会を開催する際】
 - ※管理職が不在の場合は、主幹教諭を責任者として行うこととする。
 - ※構成員がそろわない場合でも、出席可能な構成員で開催する。
- 情報については、迅速に本校の教職員全体で共有する。
- 学校で、いじめ行為のうち、犯罪行為として取り扱われるべき行為が発生した際には、必要に応じて警察署や法務局とも連携して行う。【別添資料 警察と連携した「いじめ問題」への対応】

7. いじめ対応の流れ

【毎月開催：いじめ対策委員会】

- 各学年児童の様子を交流する。
- 児童の様子を担当だけでなく、多くの教職員で見守り、気付いたことを共有する。
- いじめの目を生まない温かい人間関係の集団づくりを進めるため、学年の教育活動や各役割を確認する。

【緊急開催：いじめ対策委員会】



いじめの重大事態とは

- ① いじめにより、当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき

- ・いじめ行為はその場で指導する
- ・児童、保護者、地域等から、いじめの苦情相談を受けた場合は真摯に対応する
- ・周囲の児童を含め、関係児童から速やかに聞き取りを行う
- ・同時刻における個別の聞き取り、その記録化を図る（重要性 1：生徒指導記録を活用）

いじめを確認



いじめ対策委員会へ報告・協議・記録

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告する。
- ・いじめ対策委員会で情報共有、協議、役割分担
- ・指導、支援の方針を決定
- ・全教職員でいじめの事実の共通理解
- ・全教職員での見守り体制の構築



いじめはない

未然防止対策

- ・いじめの防止指導
- ・事後経過観察



児童への指導・支援、保護者との連携



被害児童に対して

- ・被害の児童に寄り添い、心のケアに努める
- ・安全確保のために休み時間の見守りを強化
- ・毎日、1日の様子を本人と確認
- ・保護者との情報共有、学校と家庭の役割を確認

加害児童に対して

- ・加害の児童には、いじめは人格を傷つける行為であることを理解させるとともに、いじめに至った背景を把握し、いじめに向かわない態度を育む
- ・保護者との情報共有、学校と家庭の役割を確認

関係機関との連携

- ・SC、SSW、巡回相談員、教育委員会、警察署、医療機関、児童相談所などと連携を図る



いじめの継続有無の確認・再発防止対策

いじめの継続を確認



- ・事実確認、いじめ対策特別委員会の開催
- ・指導、支援体制の方針を見直す
- ・役割分担の精査、確認
- ・教育委員会、関係機関との連携



いじめの継続はない

・事案対処後 3 か月を目途として、被害の児童と保護者の面談等による確認を得て、いじめ対策委員会で判断する。

- ・同様のいじめが発生しないように、認め合う人間関係の集団づくりを進める
- ・担任、学年だけでなく、学校教職員、特に養護教諭や SC の協力を得ながら、被害・加害児童の様子を見守る
- ・加害児童においても、継続的な支援を行い、支えていく